

# 個人所有重文民家の居住と維持管理および公開・活用の課題 —全国の重文民家の個人所有者と市町村担当者を対象とした調査から—

## Subjects on Management and Effective Use of Vernacular Private Houses as Important Cultural Property

- Questionnaire Survey for the House Owners and Local Government Staffs -

○碓田智子\*1、植松清志\*2、増田亜樹\*3、栗本康代\*4、深田智恵子\*5、谷 直樹\*6

USUDA Tomoko, UEMATSU Kiyoshi, MASUDA Aki, KURIMOTO Yasuyo, FUKADA Chieko, TANI Naoki

Vernacular private houses as important cultural property (Jyubun Minka) have special subjects about the maintenance, preservation of the historic houses and the effective use of them, which are different from that found in temples and shrines. In this paper, we surveyed 159 house owners and 175 local government staffs, and examined the subjects of vernacular private houses as important cultural property. We found that many vernacular private houses are managed by old house owners and their economical and physical load is very heavy. We pointed out that it is necessary to consider the way that local government can support the physical part of the managements.

キーワード：重文民家，維持管理，活用

Keywords: Vernacular Private Houses as Important Cultural Property, Management, Effective Use

## 1. はじめに

### 1-1. 研究の背景と目的

国の重要文化財建造物のうち民家（略称「重文民家」）は、意匠、技術、歴史、学術、地方色のいずれかにおいて価値が高く、保存すべき代表的な民家として指定されたものである。各地に点在する重文民家は、その土地の気候風土や歴史・文化に対応した佇まいを持ち、住まいと暮らしの歴史を伝える生き証人であるといえる。

わが国では、1937年に吉村家住宅（大阪府羽曳野市）の主屋が民家で初めて文化財（旧国宝）に指定された。2012年時点では、重要文化財の指定を受けている建造物のうち、近世以前の民家は347件、795棟にのぼる（表1）<sup>1)</sup>。重文民家のうち、およそ60%が個人所有である。個人所有の重文民家の場合は、日常の維持管理等の負担が重い上に、所有者の高齢化や継承の課題も大きい<sup>2)</sup>。そのため、市町村や都道府県などに移管された重文民家

も多いが、その場合は民家が従来場所から移築され、資料館として活用されたりや民家園での展示保存となることも少なくない。しかし、民家は人の暮らしがあつてこそ、先人の住生活の知恵や暮らしを伝える歴史の生き証人としての役割を果たせるのではないかと考えられる。

重要文化財建造物は、国の貴重な文化財として保護される一方で、公開や活用が求められる。しかし、個人所有の重文民家の場合は代々受け継がれてきた資産であり、居住の場であるという複雑な側面を持つが故に、日常の

表1 重文民家等の指定件数

		件数	棟数
重要文化財建造物全体		2397	4521
近世以前	住宅	94	150
	民家	347	795
近代	住居	80	299

注)文化庁 重要文化財(建造物)の指定件数(2012年10月答申)  
重要文化財建造物全体には、寺社など民家や住居以外を含む  
近世以前住宅は、公家や大名等の住宅様式

\*1 大阪教育大学教育学部、教授、博士（学術）

\*2 大阪人間科学大学人間科学部、教授、博士（学術）

\*3 大阪人間科学大学人間科学部、助教、博士（学術）

\*4 平安女学院大学国際観光学部、准教授、博士（学術）

\*5 大阪市立住まいのミュージアム、学芸員、博士（学術）

\*6 大阪市立住まいのミュージアム、館長、工学博士

Prof., Osaka Kyoiku University, Ph.D.

Prof., Osaka University of Human Sciences, Ph.D.

Assist. Prof., Osaka University of Human Sciences, Ph.D.

Assoc.Prof., Heian Jogakuin University, Ph.D.

Curator, Osaka Museum of Housing and Living, Ph.D.,

Director, Osaka Museum of Housing and Living, Dr. of Eng.

維持管理や公開・活用には、寺社などの建造物とは異なる特殊な課題が存在するといえる。また、重要文化財の日常の保全や整備は市町村の教育委員会文化財課等が担当しており、重文民家の維持管理費用の補助や公開・活用への支援がなされているが、その支援内容は市町村による差異が大きいと言われている<sup>3)</sup>。

本稿は、全国の個人所有重文民家を対象に、維持管理や活用の実態を所有者自身と重文民家の保護を担う市町村の教育委員会等の担当者の両者から検討することで、とくに重文民家に居住する視点から維持管理と公開・活用の課題を考察することを目的とする<sup>4)</sup>。

## 1-2. 既往研究と本研究の位置づけ

個々の建造物の間取り・意匠の研究や解体修理報告関係以外で、文化財建造物を対象とした研究には、文化庁による保存事業と活用の施策の変遷と今後の展開方向を論じた論文<sup>5)</sup>など文化財保護行政に関する研究のほか、耐震補強や修理・復原に関する研究<sup>6)</sup>、公開・活用の事例研究や報告<sup>7)</sup>などの研究がある。文化財建造物の維持管理と活用に着目した研究では、重要文化財建造物の建築空間を活用した事例を対象に、維持管理の現状と運営方策に関する研究<sup>8)</sup>があげられる。所有・管理運営の公・民の違いによって活用の自由度が異なることが指摘されており、本研究にも関連する研究といえる。また、文化財建造物を担当する自治体職員を対象に、市民団体との連携や建造物の活用実態の調査研究もみられるが、重文民家の課題に的を絞ったものではない<sup>9)10)</sup>。

以上のように、文化財建造物を対象とした様々な研究の蓄積がみられる。しかし、個人所有重文民家のみに焦点を当て、所有者と居住の視点から維持管理や活用の課題を取り上げた文献は、重文民家所有者の団体である「NPO 法人 全国重文民家の集い」<sup>5)</sup>による著書<sup>11)</sup>のみといえる。そこには、重文民家の諸課題と活用事例が所有者自らの視点で如実に語られ、平成8年に会員を対象に実施されたアンケート調査結果の一部も記されているが、研究論文として客観的に検証されたものではない。本研究では、「NPO 法人 全国重文民家の集い」有志との共同研究により、全国の個人所有重文民家を対象とした調査を実施した。また、個人所有重文民家が所在する市町村の文化財担当者を対象に、同様の調査を行った。これら全国レベルの調査により、個人所有重文民家の維持管理や公開・活用の課題を、重文民家での居住継続の視点から検討する点に、本研究の意義がある。

## 2. 研究の方法

「NPO 法人 全国重文民家の集い」にご協力いただき、2012年8月に同会員を含む個人所有重文民家<sup>6)</sup>および公益財団法人所有の重文民家<sup>7)</sup>を対象に、重文民家の暮らしと維持管理についてのアンケート調査を実施した。調査は郵送配布および郵送回収で記名式により行い、回答は重文民家の当主または当主に代わる方に依頼した。配票数は213、回収数は159(回収率75%)であった。調査票の主な質問項目は、1)重文民家の居住形態、2)公開の状況、3)維持・管理の実態と課題と行政からの支援、4)今後の維持管理と活用への考え方である。

さらに、2012年10月に個人所有重文民家が所在する市町村担当者(教育委員会文化財課職員など)を対象に、その維持管理や活用の実態と課題を尋ねるアンケート調査を行った。配票数は175、回収数は135(回収率77%)である。主な調査項目は、個人所有重文民家の管理実態、維持管理および活用へのサポートについてである。

## 3. 個人所有重文民家における居住の実態

調査回答の159件のうち、重文民家の所有・管理ともに「個人所有・個人管理」が全体の84.3%を占めた。「個人所有・自治体管理」(12件)や「個人と自治体で共同所有・管理」(4件)もみられた(表2)。

個人所有重文民家での居住形態は、指定民家そのものに居住している場合と、敷地内の管理棟と呼ばれる別棟に居住する場合とに大別される。当主の普段の居住地お

表2 重文民家の所有・管理形態

重文民家の所有・管理形態	%	実数
個人所有・個人管理	84.3	134
個人所有・自治体管理	7.5	12
個人と自治体で共同所有・管理	2.5	4
法人所有・法人管理	5.0	8
その他	1.0	1
合計	100.0	159

表3 当主の居住地

当主の居住地	%	実数
重文民家の所在地(管理棟含む)	64.2	102
所在地近隣の別宅	14.5	23
上記以外の重文民家と同じ市町村内	5.7	9
上記以外の重文民家と同じ都道府県内	3.8	6
重文民家の所在地と異なる都道府県	11.3	18
その他	0.6	1
合計	100.0	159

表4 重文民家の居住形態

重文民家の住まいとしての利用	%	実数
日常の住まいとして居住	34.0	54
別棟(管理棟)と併用で居住	20.8	33
別棟(管理棟)に居住	18.9	30
帰郷時などの短期的な住まいとして利用	3.8	6
その他	0.6	1
重文民家は居住には利用せず	20.8	33
不明	1.3	2
合計	100.0	159

よび重文民家を住まいとして利用しているかについて尋ねた結果、重文民家の所在地に当主が居住しているケースが約64%、また重文民家を当主や家族の日常の住まいとして利用しているケースが34%であった(表3、表4)。

両者を重ね合わせ、「当主が重文民家と同じ居住地において、重文民家を日常の住まいとしている」のは51件で全体の32%にのぼった。管理棟と重文民家を併用して住んでいる場合(26件)を加えると48%に達する。個人所有重文民家では、当主の半数近くが重文民家内に居住していることがわかる。

重文民家の当主の年齢は、70歳代以上が全体の49.7%を占め、60歳代も含めると全体の80%近くになる(表5)。家族人数がわかる104件についてみると、二人暮らしが47件(45.3%)で、単身での居住も17件(16.2%)あった。二人暮らしの大部分が当主とその配偶者である。また、重文民家の後継者が「いる」と回答した者が63.5%を占めたが、質問紙調査の単純な選択肢では、必ずしも将来の後継者が確約されているとは限らない場合も含まれていると推察される。一方、後継者が「いない」(9.4%)と「未定」(27.0%)の回答は36%にのぼった。

以上から、高齢の当主と配偶者らが、重文民家や敷地内の別棟に住まいつつ重文民家を維持している実態とともに、現時点で重文民家の後継者がいなかったり、不透明なケースが1/3を超えている状況が指摘できる。

#### 4. 個人所有重文民家にみる日常の維持管理の実態

重文民家の維持管理には、建物や敷地内の清掃・管理、小規模な修理など日常的に必要な管理と、解体もしくは半解体などの大規模修理に大別される。ここでは、前者の日常的な維持管理について検討する。

「部屋の清掃や簡単な修繕、庭の草引きなど、日常的な管理は誰がしているか」を尋ねたところ、「もっぱら家族のみ」と「家族が行うが、手がかかることは業者に委託」の回答が合わせて72.3%を占めた。自治体やボランティアが個人所有重文民家の日常の維持管理を担っている事例は、わずかである(表6)。

これを当主の年齢別にみると、「家族のみ」と「家族が行うが、手がかかることは業者」を合わせた割合は、当主が60歳代以下の年齢層では60%台であるのに対し、当主が70歳代以上では81%であった(図1)。当主が高年齢であっても、家族で日常の維持管理を担っている実態が窺える<sup>8)</sup>。また、重文民家の居住形態別にみると、

重文民家に「日常の住まいとして居住」の場合は54件中27件が「家族のみで」日常管理を行っていた。他方、「重文民家は居住には利用していない」33件については、家族のみで管理を行っているのは5件(15%)にすぎず、業者や法人職員等による維持管理が多い傾向がみられた。

日常の管理費については、重文指定建造物の棟数や敷地規模など個別性があるので単純な比較はできないが、年間の総費用は「50万円未満」が34.6%と最も多かった。ついで「50万円以上100万円未満」が27.0%であったが、200万円以上を要している事例も11.3%あった。都道府県または市町村から維持管理費の補助を受けているのは、全体の56.0%であったが、助成がなくすべて個人負担のケースも45件(28.3%)にのぼる(表7)。

表5 当主の年齢層 (N=159)

当主の年齢層	%	実数
30歳代以下	0.6	1
40歳代	6.3	10
50歳代	14.5	23
60歳代	28.9	46
70歳代以上	49.7	79

表6 日常の維持管理の担い手

日常の維持管理の担い手	%	実数
家族のみ	39.6	63
家族、手がかかることだけ業者に依頼	32.7	52
家族のほか、ボランティア等に依頼	0.5	8
家族のほか、自治体等が支援	1.9	3
ほぼ全部を業者に依頼	3.8	6
ほぼ全部を自治体	3.8	6
ほぼ全部をボランティア	0.6	1
法人職員や従業員が行う	8.2	13
その他・不明	4.4	7
合計	100.0	159

表7 日常の維持管理費の助成 (N=159)

日常の維持管理費への助成	%	実数
都道府県と市町村からの助成	41.5	66
都道府県からの助成のみ	3.8	6
市町村からの助成のみ	10.7	17
助成なし	28.3	45
無回答	6.3	10

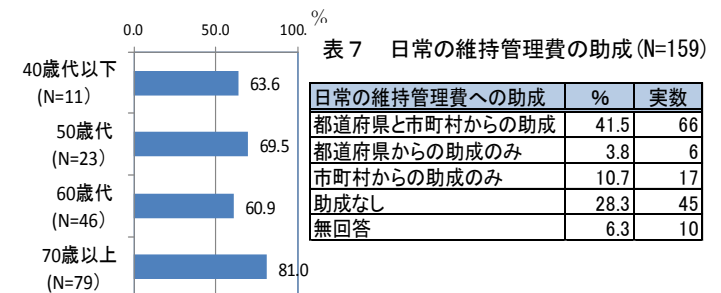


図1 当主の年齢別に見た日常の維持管理を家族のみ(手がかかることだけを業者に依頼を含む)で担っている割合 (N=159)

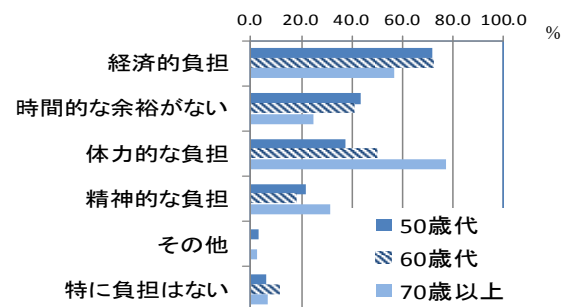


図2 当主の年齢と日常の維持管理の負担感 (N=159)

また、日常の維持管理の負担感は何が大きいかを尋ねたところ、全体では「経済的負担」(64.5%)が多かった。しかし、当主が70歳以上の場合には「経済的負担」に加え「体力的な負担」や「精神的負担」の回答が多くなる。当主が50歳代や60歳代では「時間的な負担」の回答率が、70歳代以上に比して高いことが目立つ(図2)。当主の半数近くが70歳以上であること踏まえると、経済的な支援に加えて、維持管理の労務部分を支援する必要性が出ていることが窺えよう。

### 5. 個人所有重文民家の公開の実態

重文民家の日常の公開(見学)の実態を尋ねたところ、「常時公開」が66件(41.5%)のほか、何らかの形で公開しているケースが全体の80%近くを占めた(図3)<sup>9)</sup>。

重文民家の居住形態別にみると、「重文民家に日常の住まいとして居住」している場合は、「常時公開」は29.6%にとどまり、「原則非公開」<sup>10)</sup>も25.9%となる。「別棟(管理棟)に居住」の場合には「常時公開」が最も多く、約67%に達する(図4)。さらに、公開時に見学者が立ち入れる範囲との関係を見ると、「重文民家を日常の住まいとして居住」の場合は「建物のほぼ全体を公開」は10%程度にとどまり、多くが「建物の一部(土間部分や座敷など)のみ」である。一方、「別棟に居住」の場合は「建物のほぼ全体を公開」するケースが多い(図5)。このように、個人所有重文民家の大部分が見学等の公開を行っているが、その空間範囲は重文民家そのものを日常の住まいとしているか、別棟に居住の場を移しているかで大きく異なることがわかる。その中で、「重文民家に日常の住まいとして居住」している場合も、70%以上がたとえ部分的であっても見学者に公開している点に、当主の努力が窺える。

さらに、公開時に「自由見学のみ」は約20%にとどまり、80%が案内や解説を行っていた。当主ら家族による案内を行っているケースも66.2%にのぼっている。学校団体の見学を受け入れ解説を行っているケースも、約30%みられる(図6)。

### 6. 維持管理と活用に対する当主の意識

重文民家の維持管理についての現時点での当主の考えを尋ねたところ、「重文民家の自己所有と自己管理を可能な限り続けたい」(【自己所有管理】)が60.4%(96件)

にのぼった。「自己所有はするが、所有者が管理人として公共団体から委嘱される」と「公共団体等から管理人を派遣してほしい」は、自己所有しつつ、管理面での公的支援を望む場合である(【公的管理】)。「公共団体に買い上げてもらい、公有化」・「公共団体に寄贈」(【公有化】)も数は少ないものの、現時点での当主の考えとして既に

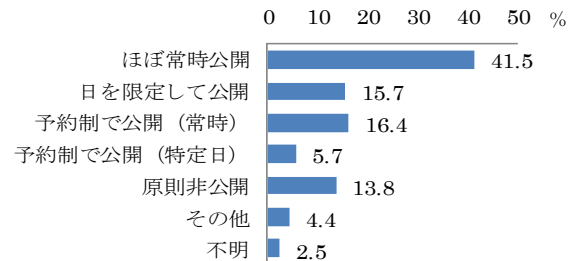


図3 重文民家の公開の状況(N=159)

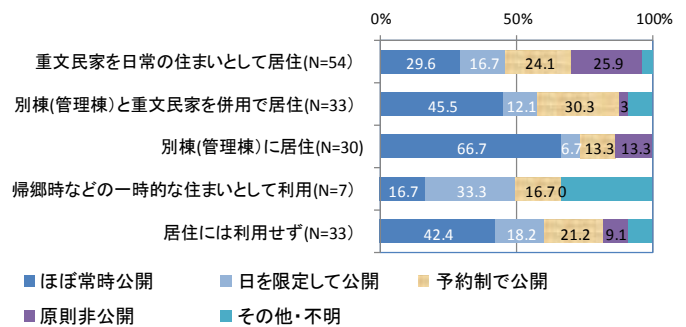


図4 重文民家の居住形態と公開の状況

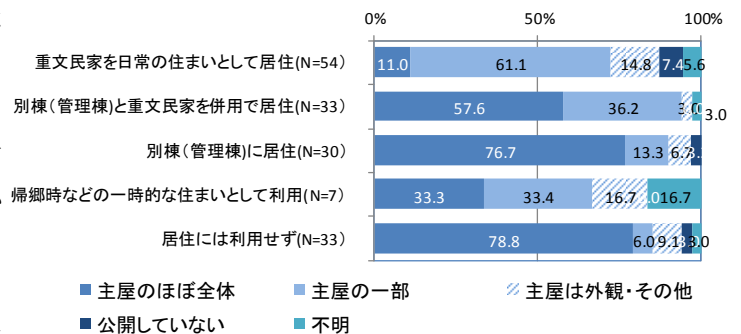


図5 重文民家の居住形態と見学時の公開範囲

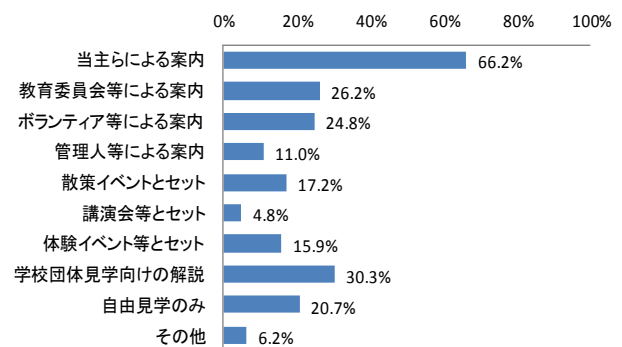


図6 公開時の案内などの実施状況(複数回答)



出てきている(図7)。これを重文民家での居住形態別にみると、【自己所有管理】は、「重文民家を日常の住まいとして居住」や「別棟と併用で重文民家に居住」の場合に多い。一方、「別棟に居住」の場合は、【公的管理】や【公有化】への回答が前者に比して多いことが注目される<sup>11)</sup>(図8)。さらに、当主の年齢層が高いほど【自己所有自己管理】の希望が減少し、その分【公的管理】や【公有化】が増加する(図9)。

【自己所有管理】の希望は、当主から見て後継者がいる場合(N=101)は68.3%であるが、後継者がいないまたは未定(N=58)では、その割合は46.5%に低下した。

今後の重文民家の維持管理に対しては、「個人所有は限界に近い」に対し、「そう思う」と「ややそう思う」の回答が約85%を占めた。自己所有・管理を継続したい気持ちは強いが、一方でそれが限界に近いと感じている、当主の複雑な心境が窺える。「地元住民の理解」や「行政による支援」を求める考えも多い。しかしながら、NPO団体等に委託して管理してもらうことに対しては肯定的回答が比較的少ない(図10)。

図11は、今後の重文民家の活用につながる考え方を尋ねた結果である。重文民家に居住することも一種の活用であるため、「重文民家は、人が住んでこそ文化を継承できる」に75.5%が肯定的(「そう思う」「ややそう思う」)な回答をした。「重文民家を理解してもらうために、見学だけではなく、地域の人に参加できるイベント等も考えたい」や「重文民家を活用して、地域の人が気軽に集える場にしたい」「重文民家は、地域のまちづくりの拠点になる」に対しては、肯定的な回答はやや少なめである。しかし、「小学生など、地域子どもたちが昔の住まいと暮らしを学ぶ場として活用できると思う」に対しては、肯定的な回答が多い。とくに、現在、学校団体見学向けの解説を行っている場合(44件(図6参照))は、これに肯定的な回答が80%を占めることから、子どもに住文化を伝えることに、当主の意識が高いことが窺える。

## 7. 市町村担当職員を対象としたアンケート調査から

### 7-1. 市町村における個人所有重文民家の取り扱い

市町村における重文民家の位置づけをみると、文化財の保存と活用、歴史的文化遺産や歴史的町並みを活かしたまちづくりなど、重文民家の保全や活用につながる内容を、総合計画や文化財保護条例などの何らかの施策の

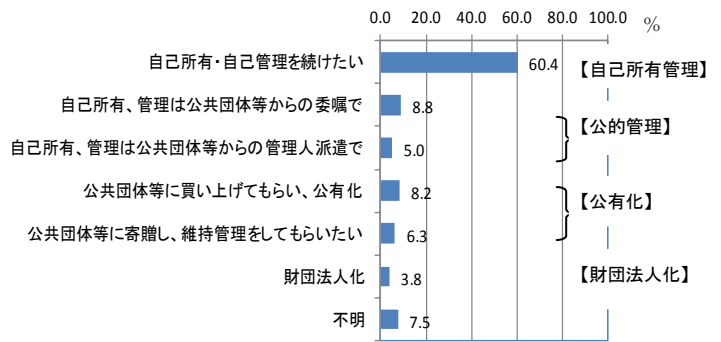


図7 現時点で考える重文民家の維持管理について

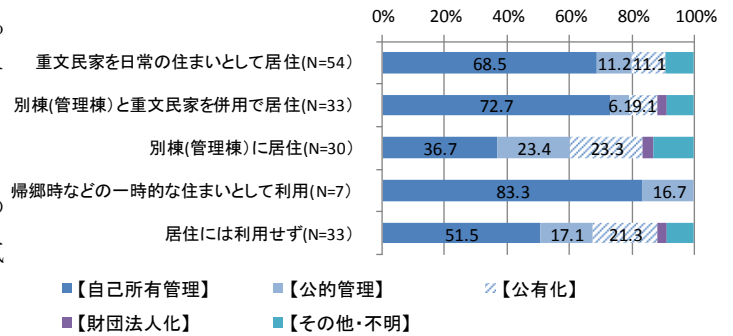


図8 重文民家の居住形態からみた、現時点で考える重文民家の維持管理について

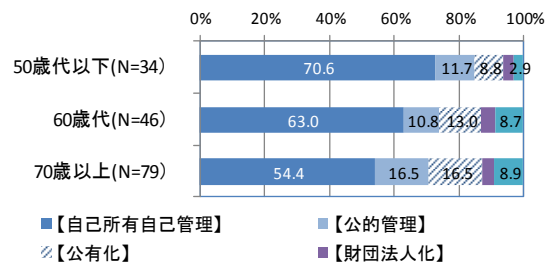


図9 当主の年齢層別に見た、現時点で考える重文民家の管理について

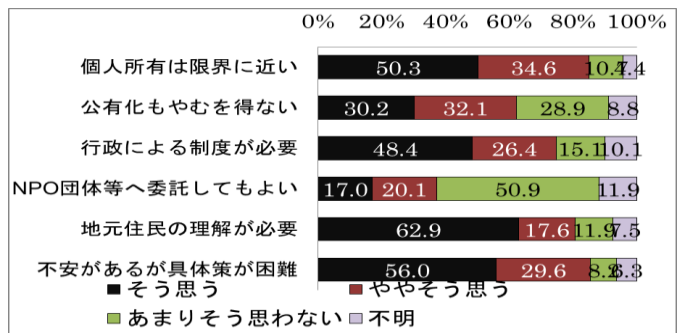


図10 今後の重文民家の維持管理について

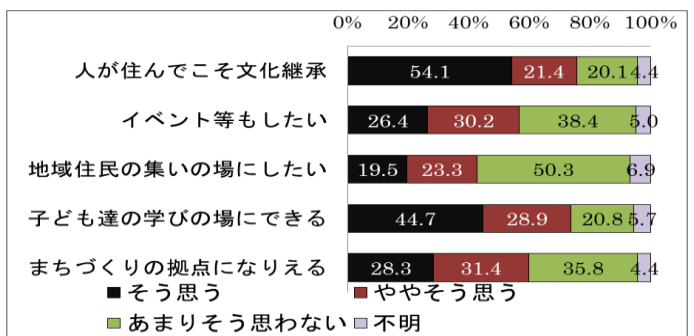


図11 今後の重文民家の活用について

中に記載している市町村が、回答数(N=135)の80%以上にのぼった(図12)。また、ホームページや観光ガイドの中に重文民家を紹介している市町村が、それぞれ80%近くに達する(図13)。市町村として、重文民家の屋外に解説板を設置しているケースも70%を超える。重文民家の所在を表示する案内板を設置、あるいは解説書を作成する市町村も、それぞれ半数近くを占めた。上記のような重文民家の広報など観光・見学者向けの取り組みは多いが、重文民家の維持管理費に関して要項を設けている市町村は10%程度にすぎない(図14)。

重文民家を担当する市町村職員と当主の日頃のコミュニケーションが密な場合は、重文民家の維持管理などへの気配りができやすいと考えられる。そこで市町村職員と重文民家の当主との接触度を尋ねたところ、「担当者が定期的に重文民家を訪問するなど、当主や家族と直接会って話をする機会がよくある」が57.5%、「直接会わないが、電話等でよく連絡する」が11.9%であった。一方、「当主らから要望があったり、問題が生じたときのみ連絡」(31.3%)、「ほとんど接触しない」(6.7%)と、市町村担当者と重文民家の当主などが、日常の交流がない場合も40%近くあった。市町村によって、重文民家当主との交流に温度差があることが窺える。図15に示すように、担当職員と当主がよく接触している場合は、重文民家を定期的に訪問して、建物の管理や修理の確認をしている割合が高く、そうでない場合は当主からの要請時や台風時などの被害確認にとどまる傾向が見られる。

個人所有重文民家の日常の維持管理に対して、何らかの予算措置をしている市町村は74%であったが、それが無い市町村も20.1%にのぼった<sup>12)</sup>。予算措置がない市町村(30件)に理由を尋ねたところ、「個人所有の重文民家は予算措置が困難」が60%(12件)を占めた。国の重要文化財でありながら、一方で個人の所有物であるがために、維持管理の予算措置がなされにくい状況が窺える。

また、予算措置の有無とは関係なく、個人所有重文民家の日常の維持管理の労務支援(清掃や草引きなどのボランティア派遣など)を行っているかを尋ねたところ、実施しているのは5.2%(7件)であった。当主へのアンケート調査では、70歳以上では日常の維持管理に対して体力的な負担感を持つ当主が多いことが示されたが、日常の維持管理の労務に対しては市町村の支援がほとんど行われていない実態が明らかになった。

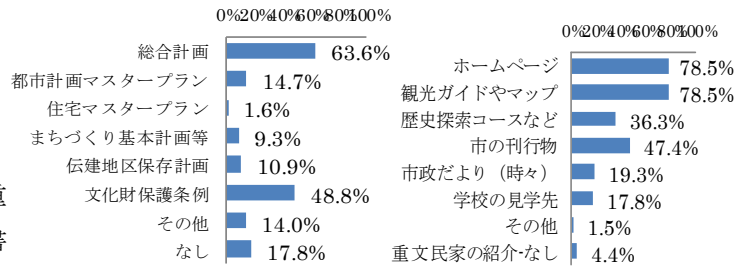


図12 重文民家の維持などにつながる記述がある施策(複数回答)

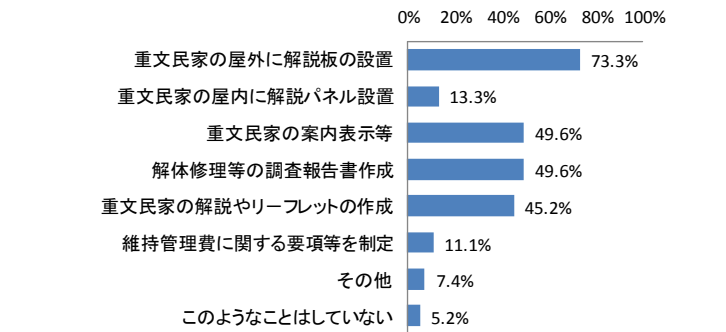


図13 市町村における重文民家の広報など(複数回答)

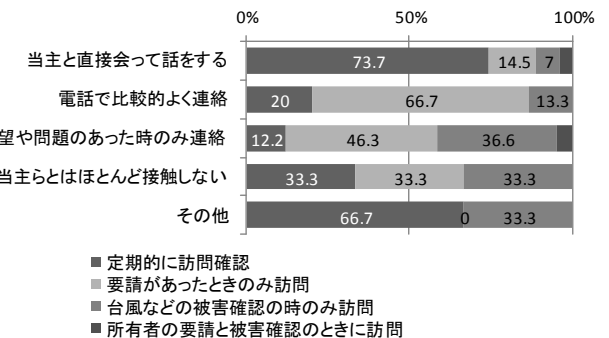


図14 市町村の重文民家への支援(複数回答)

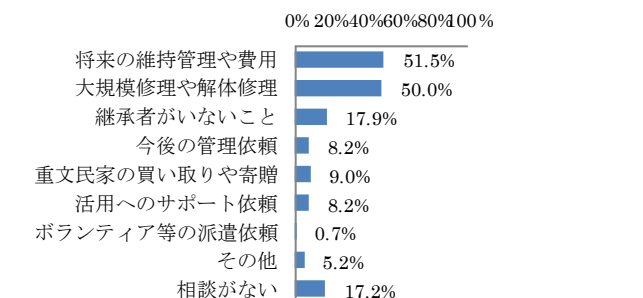


図15 市町村職員と重文民家当主との接触頻度と重文民家の管理・修理の確認

## 7-2. 市町村職員からみた個人所有重文民家の課題

日頃、重文民家の当主などから市町村に持ちかけられる相談内容を尋ねたところ、「将来の維持管理やその費用」「大規模修理や解体修理」の相談が多い(図16)。

一方、市町村職員個人からみた個人所有の重文民家の問題点を尋ねたところ、「個人では維持費の負担が困難なこと」(70.1%)に加え、「所有者の高齢化」や「管理

図16 重文民家の当主らから自治体への相談事項(複数回答)

を継ぐ人がいない」ことも多く挙げられた（図 17）。個人所有重文民家の現況が、概ね把握されているといえる。

市町村に個人所有重文民家の維持管理を依頼された場合に考えられる対応には、「維持管理の予算措置」と「重文民家を買上げ（寄贈を受け）、市町村が管理」が、各40%強を占める。重文民家を個人所有のまま管理を市町村が行ったり、NPO 団体に委託することに、やや少ないながらも回答があることが注目される（図 18）。

今後、市町村として検討可能な重文民家の活用への支援は、「重文民家を観光スポットとしてPRする」が74.6%を占めた（図 19）。市町村としては、地域の歴史・文化資産として広報し、観光資源の一つに位置づける意識が強いことが窺える。

## 8. まとめ

本稿で得られた知見は、以下のようにまとめられる。

- 1) 個人所有重文民家の多くでは、高齢の当主と家族が重文指定の民家あるいは同敷地内の別棟に居住しながら、日常の維持管理を担っていることが明らかになった。個人所有・管理を継続したいと希望しながらも、それが限界に近いという意識も持たれている。
- 2) 当主が70歳以上になると、維持管理の体力的負担感が増える傾向があったが、維持管理の労務に対する市町村の支援は殆ど皆無である。日常の維持管理に対する予算措置がない市町村も20%程度存在する。
- 3) 当主が70歳以上の場合、後継者が未定の場合、既に敷地内の別棟に居住を移している場合は、絶対数は少ないものの、重文民家の公的管理や公有化を考える当主も出てきている。
- 4) 大部分の重文民家が見学等で公開されており、日常の住まいとして利用している場合も、建物の一部を見学者への公開に努めている。重文民家を地域住民やまちづくりの拠点にするなど、積極的に地域に開く考えを持つ当主は多くはない。一方、学校団体向け見学などで、地域の次世代に住文化を伝えることには当主の関心が高いことから、この点で市町村との連携が期待できる。
- 5) 各市町村では、個人所有重文民家をホームページやガイドマップに掲載している。重文民家を地域の歴史文化資源とし、観光スポットとしての認識が強いことが窺えた。また、市町村の考えに、個人所有を続けながら市町村が管理を支援、あるいはNPOに委託しての管理を支援する方向性が少なからずあることが注目された。

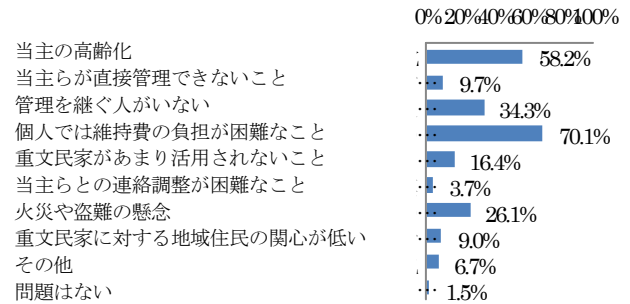


図 17 市町村担当者から見た重文民家の課題（複数回答）

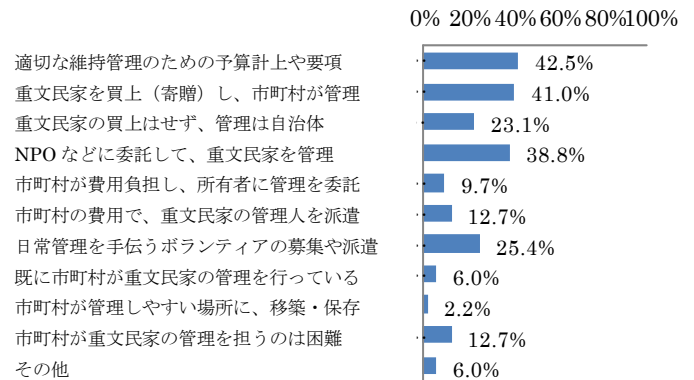


図 18 市町村に重文民家の管理を依頼された場合の考えられる対応（複数回答）

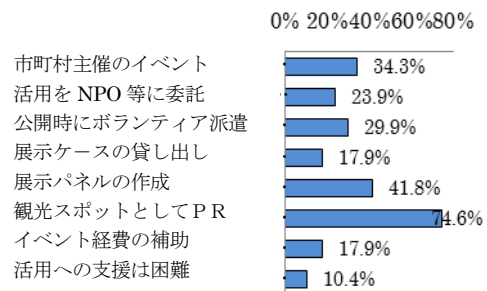


図 19 今後考えられる個人所有重文民家に対する市町村のサポート（複数回答）

以上から、個人重文民家に居住しながら維持管理を続けるための支援を考えてみたい。重文民家の当主の高齢化が顕著であるが、多くは家族の手で日常の維持管理を担い、見学等の公開にも協力的である。しかし、維持管理への当主の負担感や不安が大きい。これらを踏まえると、市町村がボランティア派遣などにより、少なくとも日常の維持管理に関わる労務を支援するのも一方策と考えられる。当主の高齢化が進んでいる現状を踏まえると、まずは日常の維持管理や見学対応の負担をどれくらい軽減できるかが、重文民家を生活する場として維持しながら保全できるかに大きく関わっているといえる。

個人所有重文民家は、農家や町家など建築形式の違いに加え、敷地面積や建物規模も異なる。伝統的建造物群保存地区内にあり地区として一体的に保存・活用されている場合や、観光地に近く立地の便がよいものから、過

疎化した農山村に立地するものまで条件が多様で、個別性が大きい。そうした個別条件をできるだけ把握し、それを踏まえて検討を深めることが今後の課題である。

#### 注釈

- 1) 文化庁、国宝・重要文化財（建造物）の指定件数、2012年10月答申、報道発表
- 2) 文献1)および、重文民家の個人所有者への聞き取りによる。
- 3) 同上
- 4) 本稿は、文献2)および3)をもとに、再集計や加筆修正を行ったものである。
- 5) 「NPO 法人 全国重文民家の集い」は、重文民家の所有者有志が主な会員である。重文民家の維持・管理・保存並びに有効な活用に関する情報の共有化を図ると共に、学識経験者や行政並びに重文民家に関心を寄せる市民等との交流を促進して、重文民家への理解を深めることを目的に活動をしている。本稿の調査時の会員数は、128名である。
- 6) 調査対象は、文化庁の分類による「近世の民家」を主とするが、「近代の住宅」のうち民家（町家・農家）については対象に含めた。「NPO 法人 全国重文民家の集い」会員以外は、文化庁の「国指定文化財等データベース」を基に、個人所有と判断される重文民家を対象にした。
- 7) 法人所有（公益財団法人）の場合（調査対象では9件）も、所有者やその家族が法人の代表者であるので、当主の立場とほぼ同様の回答が可能と考えた。重文民家の財団法人化は、相続税対策の面でメリットがあるが、個人の財産と法人の財産が明確に区分されるため、法人化すると重文民家に居住することができなくなる。
- 8) 当主の年齢と重文民家の居住形態の関係をみると、当主年齢が70歳以上の割合は、「重文民家を日常の住まいとして居住」で63%、「重文民家と別棟を併用」では45.5%、「別棟に居住」では53.3%である。
- 9) 調査回答159件のうち、有料見学は59件、寸志のみや特別な場合のみ徴収が9件で、原則無料が69件であった。維持管理費の補填に、見学料が大きく寄与しているケースは少ないものと推察される。
- 10) 「原則非公開」とは、一般見学者に非公開であって、学術的な見学や地元市町村の求めによる特別見学等は受け入れている場合が多い。
- 11) 既に住まいを別棟に移しているため【公的管理】や【公有化】を考えやすいのかについては、アンケート調査では把握しにくく、さらなる調査が必要である。
- 12) 個人所有重文民家の当主を対象としたアンケート調査では、市町村からの維持管理費の補助がないとの回答は28.3%（表7参照）であった。この差は、市町村職員アンケートでの対象重文民家と所有者アンケートに回答した重文民家は必ずしも一致しないことによる。しかしながら、個人所有重文民家のおおよそ1/5~1/4は、市町村からの維持管理費の支援を受けていないことが把握できる。

#### 文献

- 文1) NPO 法人 全国重文民家の集い 編著、『重文民家を生きる』、学芸出版、2003
- 文2) 碓田智子ほか、所有者からみた重文民家の維持管理と活用の現状と課題—全国重文民家の所有者アンケート調査から—、日本建築学会近畿支部研究報告集・計画系、pp.733-736、2013
- 文3) 碓田智子ほか、自治体担当者からみた重文民家の維持管理と活用の課題—全国の重文民家が所在する自治体担当者調査から—、日本建築学会学術講演梗概集（建築社会システム）、pp.401-402、2013
- 文4) 荻谷勇雅、文化財建造物 保存と活用の新展開、政策科学、立命館大学政策科学会、第15巻3号、pp.57-76、2008
- 文5) 藤本智子・大場修、重文民家の保存修理工事における復原整備について、日本建築学会近畿支部研究報告集、pp.845-848、2003
- 文6) 角陸順香・清家剛ほか、木造重要文化財建造物の耐震補強における意思決定プロセスに関する研究、日本建築学会計画系論文集、590号、pp.65-72、2005
- 文7) 下記の一部にも、まちづくりや住教育面での重文民家のユニークな活用事例が紹介されている。
  - ・文化庁文化財部、「NPOによる文化財活用テクニカルノート」、2008（平成18年から5年間に渡って実施された文化庁の「NPO等による文化財建造物の活用促進事業」報告）
  - ・清水真一ほか編、歴史ある建物の活かし方、学芸出版社、2001
  - ・田中勝、伝建地区の民家ベークラフトを活用した住まい・まち学習の実践、『住まい・まちづくり学習から始める持続可能な社会づくりの実践的プログラム開発』（平成22~24年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、研究代表者 曲田清維）所収、pp.36-63、2013
- 文8) 李 榮蘭ほか、重要文化財建築物の動態保存における維持管理の現状と運営方策、日本建築学会計画系論文集、682号、pp.2905-2909、2012
- 文9) 特定非営利活動法人 文化財夢工房、「自治体と文化財保護行政における市民活動との共同に関する調査について」報告書、2010
- 文10) 太田明子、2005年歴史的建造物保存活用に関するアンケート調査報告、日本建築学会学術講演梗概集（東京）、pp.143-144、2006
- 文11) 文献1)のほか、「全国重文民家の集い」会員による下記の著書がある。行永壽二郎、『古民家の風』、東京図書出版会、2011

**謝辞**：本稿の調査研究は、一般社団法人住総研団の2012年度研究助成「住生活を語る歴史の証人である重文民家のマネジメント」（代表 碓田智子）の一部として実施した。「NPO 法人 全国重文民家の集い」幹事の行永壽二郎氏、伊佐錠治氏、三田昌孝氏には、研究会メンバーとして研究全般に渡ってご助言いただいた。また、アンケート調査には、全国の重文民家所有者の皆さま、および個人所有重文民家が所在する市町村の担当職員の皆さまにご協力いただいた。記して感謝の意を表します。